

# 議会運営委員会 協議事項〔令和6.2.9(金)午前10時〕

1 浜松市議会の議員の定数及び各選挙区において選挙すべき議員の数に関する条例の一部を改正する条例(案)について

2 第1回市議会定例会において早期議決を要する事項について

3 第1回市議会定例会の運営について

(1) 諸般の報告事項

監報第1・2号…2件 定期監査等、例月出納検査結果報告  
報第2号… 専決処分の報告(法第180条関係)

(2) 議決事件について

ア 市長提出事件

◎令和5年度関係

報第1号 …… 専決処分の承認について(法第179条関係)

自第1号議案	} 33件	{	予算	15件
至第33号議案			条例	5件
			その他	13件

◎令和6年度関係

自第34号議案	} 36件	{	予算	15件
至第69号議案			条例	20件
			その他	1件

イ 議会提出事件

発議案第1号 浜松市議会の議員の定数及び各選挙区において選挙すべき議員の数に関する条例の一部改正について

(3) 討論について

通告書の提出期限	}	報第1号……2月9日(金)午後5時
		令和5年度関係……2月20日(火)正午 (報第1号を除く)
		令和6年度関係……3月15日(金)正午

(4) 市政に対する質問について (12月12日の議運で内定)

ア 質問者の数

	代表質問	一般質問
自由民主党浜松	1人	6人
市民クラブ	1人	1人
公明党	—	1人
創造浜松	—	1人
日本共産党浜松市議団	—	1人
市民サポート浜松	—	1人
	2人	11人

イ 質問日別の人数

	代表質問	一般質問
3月7日(木)	2人	2人
3月11日(月)	—	5人
3月12日(火)	—	4人
	2人	11人

ウ 質問通告期限 ……2月28日(水)正午

エ 質問順序

	代表質問	一般質問
1 日 目	1 自由民主党浜松 2 市民クラブ	1 公明党 2 創造浜松
2 日 目		3 自由民主党浜松 4 自由民主党浜松 5 市民サポート浜松 6 自由民主党浜松 7 市民クラブ
3 日 目		8 日本共産党浜松市議団 9 自由民主党浜松 10 自由民主党浜松 11 自由民主党浜松

(5) 会期について

自 2月16日(金) } の36日間  
至 3月22日(金)

(6) 会期中の日程表・議事日程・議事の順序及び議案付託件目表について(別紙)

4 追加提案が見込まれる議案等について

5 議員の請負状況の公表に関する条例等の制定について

6 意見書の提出について

(1) 住宅耐震化の推進を求める意見書 (自由民主党浜松提出)

(2) ゲノム編集技術応用食品に関する情報の消費者への提供を求める意見書  
(自由民主党浜松提出)

(3) 災害時避難所における健全な生活環境確保を求める意見書 (市民クラブ提出)

(4) 増加する不登校児童・生徒に対する校外における支援拡充を求める意見書  
(市民クラブ提出)

(5) 老朽空き家対策の推進を求める意見書 (創造浜松提出)

(6) 企業・団体献金の禁止等に関する意見書 (日本共産党浜松市議団提出)

浜松市議会の議員の定数及び各選挙区において選挙すべき議員の数に関する  
 条例の一部を改正する条例（案）

浜松市議会の議員の定数及び各選挙区において選挙すべき議員の数に関する条例（平成  
 19年浜松市条例第58号）の一部を次のように改正する。

改正前		改正後	
（各選挙区において選挙すべき議員の数） 第2条 公職選挙法（昭和25年法律第 100号）第15条第8項の規定に基づき、 各選挙区において選挙すべき議員の数は、次 のとおりとする。		（各選挙区において選挙すべき議員の数） 第2条 公職選挙法（昭和25年法律第 100号）第15条第8項の規定に基づき、 各選挙区において選挙すべき議員の数は、次 のとおりとする。	
<u>選挙区</u>	<u>選挙すべき議員の数</u>	<u>選挙区</u>	<u>選挙すべき議員の数</u>
中区	14人	中央区	34人
東区	7人	浜名区	9人
西区	6人	天竜区	3人
南区	6人		
北区	5人		
浜北区	5人		
天竜区	3人		

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

浜 財 財 第 76 号  
令和 6 年 2 月 9 日

浜松市議会議長 戸田 誠 様

浜松市長 中野 祐介

令和 6 年第 1 回市議会定例会における早期審議・議決依頼について

令和 6 年第 1 回市議会定例会に提出する案件のうち下記の案件について、早期の審議及び議決を賜りますよう、よろしくお取り計らい願います。

記

1 早期審議・議決依頼案件

令和 5 年度浜松市一般会計補正予算（第 10 号）

2 早期審議・議決依頼の理由

令和 5 年 12 月 22 日の「低所得者支援及び定額減税を補足する給付」に対する予備費の使用が閣議決定され、低所得者支援及び定額減税を補足する給付として、「住民税均等割のみ課税世帯への給付」及び「こども加算」について、令和 6 年 2 月から 3 月を目途に早期支給を目指す方針が示され、迅速な給付を可能とするため、早期の審議・議決を依頼するもの。

浜松市議会の議員の定数及び各選挙区において選挙すべき議員の数  
に関する条例の一部改正について

浜松市議会の議員の定数及び各選挙区において選挙すべき議員の数に関する  
条例の一部を改正する条例を、地方自治法第112条及び浜松市議会会議規則第12  
条第1項の規定に基づき、次のとおり提出する。

発議者	浜松市議会議員	森田賢児
	同	小泉翠
	同	露木里江子
	同	丸英之
	同	岩田邦泰
	同	齋藤和志
	同	稲葉大輔
	同	加茂俊武
	同	鳥井徳孝

提案理由

行政区再編に伴い、公職選挙法第15条第8項の規定に基づく各選挙区におい  
て選挙すべき議員の数を定めるため、条例を改正する。

浜松市議会の議員の定数及び各選挙区において選挙すべき議員の数  
に関する条例の一部を改正する条例

浜松市議会の議員の定数及び各選挙区において選挙すべき議員の数に関する  
条例（平成19年浜松市条例第58号）の一部を次のように改正する。

改正前		改正後	
（各選挙区において選挙すべき議員の数）		（各選挙区において選挙すべき議員の数）	
第2条 公職選挙法（昭和25年法律第100号）第15条第8項の規定に基づき、各選挙区において選挙すべき議員の数は、次のとおりとする。		第2条 公職選挙法（昭和25年法律第100号）第15条第8項の規定に基づき、各選挙区において選挙すべき議員の数は、次のとおりとする。	
<u>選挙区</u>	<u>選挙すべき議員の数</u>	<u>選挙区</u>	<u>選挙すべき議員の数</u>
中区	14人	中央区	34人
東区	7人	浜名区	9人
西区	6人	天竜区	3人
南区	6人		
北区	5人		
浜北区	5人		
天竜区	3人		

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

## 日程表（内定・追加）

（ 会期 自 2月16日（金） の36日間  
至 3月22日（金） ）

令和6年2月定例会

月 日	曜日	会 議 名	開議時刻	会議場所	会 議 の 内 容	備 考
2月9日	金	議会運営委員会	午前10時	第1委員会室	1 第1回定例会の運営について 2 その他	○招集告示 ○議案配付
		全員協議会	午後1時30分	全員協議会室	1 議会運営委員会の協議結果について 2 その他	
10日	(土)					
11日	(日)					〔建国記念の日〕
12日	(月)					〔振替休日〕
13日	火	地方創生特別委員会	午前10時	第1委員会室	各種報告事項等	
14日	水					
15日	木					
16日	金	本 会 議	午前10時	議 場	1 諸般の報告 2 令和5年度関係議案上程・説明・休憩 （議案説明会）質疑・委員会付託 3 その他	
17日	(土)					
18日	(日)					
19日	月	総務委員会 厚生保健委員会 環境経済委員会 建設消防委員会 市民文教委員会	午前9時30分	第1委員会室 第2委員会室 第3委員会室 第4委員会室 第5委員会室	令和5年度関係議案審査	
20日	火					※令和5年度関係議案 討論通告期限…正午
21日	水					
22日	木					
23日	(金)					〔天皇誕生日〕
24日	(土)					
25日	(日)					
26日	月	議会運営委員会	午前10時	第1委員会室	1 本会議2日目の運営について 2 その他	
27日	火	全員協議会	午前9時30分	全員協議会室	1 議会運営委員会の協議結果について 2 その他	
		本 会 議	午前10時	議 場	1 令和5年度関係議案委員長報告・質疑・ （討論）・採決 2 令和6年度関係議案上程・施政方針・ 休憩（議案説明会）・質疑・委員会付託 3 その他	
28日	水					※質問通告期限…正午
29日	木					

月日	曜日	会議名	開議時刻	会議場所	会議の内容	備考
3月1日	金					市立高校卒業式
2日	(土)					
3日	(日)					
4日	月					
5日	火					
6日	水	議会運営委員会	午後1時30分	第1委員会室	1 本会議3日目から5日目までの運営について 2 意見書等の調整について 3 その他	
7日	木	全員協議会	午前9時30分	全員協議会室	1 議会運営委員会の協議結果について 2 その他	
		本会議	午前10時	議場	代表・一般質問	
8日	金					看護専門学校卒業式
9日	(土)					
10日	(日)					
11日	月	本会議	午前10時	議場	一般質問	
12日	火	本会議	午前10時	議場	一般質問	
13日	水	総務委員会 厚生保健委員会 環境経済委員会 建設消防委員会 市民文教委員会	午前9時30分	第1委員会室 第2委員会室 第3委員会室 第4委員会室 第5委員会室	令和6年度関係議案審査	
14日	木	総務委員会 厚生保健委員会 環境経済委員会 建設消防委員会 市民文教委員会	午前9時30分	第1委員会室 第2委員会室 第3委員会室 第4委員会室 第5委員会室	令和6年度関係議案審査	
15日	金					※6年度関係議案 討論通告期限…正午
16日	(土)					
17日	(日)					
18日	月					小学校卒業式
19日	火					中学校卒業式
20日	(水)					〔春分の日〕
21日	木	議会運営委員会	午前10時	第1委員会室	1 定例会最終日の運営について 2 その他	
22日	金	全員協議会	午前10時	全員協議会室	1 議会運営委員会の協議結果について 2 特別委員会委員長報告 3 その他	
		本会議	午後1時	議場	1 令和6年度関係議案委員長報告 ・質疑・(討論)・採決 2 その他	

## 議 事 日 程 (第1号)

令和6年2月16日(金) 午前10時開議

- 第 1 会議録署名議員指名
- 第 2 会期の決定について
- 第 3 報 第 1 号 専決処分の承認について  
(令和5年度浜松市一般会計補正予算(第9号))
- 第 4 第 1 号 議案 令和5年度浜松市一般会計補正予算(第10号)
- 第 5 第 2 号 議案 令和5年度浜松市一般会計補正予算(第11号)
- 第 6 第 3 号 議案 令和5年度浜松市国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)
- 第 7 第 4 号 議案 令和5年度浜松市介護保険事業特別会計補正予算(第3号)
- 第 8 第 5 号 議案 令和5年度浜松市後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第3号)
- 第 9 第 6 号 議案 令和5年度浜松市と畜場・市場事業特別会計補正予算(第3号)
- 第10 第 7 号 議案 令和5年度浜松市農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)
- 第11 第 8 号 議案 令和5年度浜松市中央卸売市場事業特別会計補正予算(第3号)
- 第12 第 9 号 議案 令和5年度浜松市育英事業特別会計補正予算(第1号)
- 第13 第10号 議案 令和5年度浜松市小型自動車競走事業特別会計補正予算(第2号)
- 第14 第11号 議案 令和5年度浜松市駐車場事業特別会計補正予算(第4号)
- 第15 第12号 議案 令和5年度浜松市公債管理特別会計補正予算(第1号)
- 第16 第13号 議案 令和5年度浜松市病院事業会計補正予算(第3号)
- 第17 第14号 議案 令和5年度浜松市水道事業会計補正予算(第4号)
- 第18 第15号 議案 令和5年度浜松市下水道事業会計補正予算(第4号)
- 第19 第16号 議案 浜松市手数料条例の一部改正について
- 第20 第17号 議案 浜松市営住宅条例の一部改正について
- 第21 第18号 議案 浜松市新型コロナウイルス感染症対策基金に関する条例の廃止について
- 第22 第19号 議案 浜松市ふるさと北遠振興基金に関する条例の廃止について
- 第23 第20号 議案 浜松市旧春野地域自治区水窪ダム取水工事補償基金に関する条例の廃止について
- 第24 第21号 議案 有料道路「浜名湖新橋」の料金に関する規定の変更について
- 第25 第22号 議案 浜松市斎場再整備事業に関する契約締結について
- 第26 第23号 議案 第2期古橋廣之進記念浜松市総合水泳場(T o B i o) 運営維持管理事業に関する契約締結について

- |     |        |   |
|-----|--------|---|
| 第27 | 第24号議案 | 浜松市新清掃工場及び新破碎処理センター施設整備運営事業に関する契約の一部変更について      |
| 第28 | 第25号議案 | 工事委託契約の一部変更について(遠州八幡停車場歩道橋バリアフリー化事業エレベーター等整備工事) |
| 第29 | 第26号議案 | 第三都田地区工場用地7区画の地盤不良に関する和解について                    |
| 第30 | 第27号議案 | 指定管理者の指定について(浜松アリーナ)                            |
| 第31 | 第28号議案 | 指定管理者の指定について(浜松市浜北総合体育館ほか6施設)                   |
| 第32 | 第29号議案 | 指定管理者の指定について(浜松市浜松斎場、浜松市雄踏斎場)                   |
| 第33 | 第30号議案 | 指定管理者の指定について(可美公園施設ほか4施設)                       |
| 第34 | 第31号議案 | 指定管理者の指定について(古橋廣之進記念浜松市総合水泳場)                   |
| 第35 | 第32号議案 | 市道路線認定について                                      |
| 第36 | 第33号議案 | 市道路線変更について                                      |
| 第37 | 発議案第1号 | 浜松市議会の議員の定数及び各選挙区において選挙すべき議員の数に関する条例の一部改正について   |
| 第38 | 第1号議案  | 令和5年度浜松市一般会計補正予算(第10号)                          |

# 議 事 の 順 序 (第1日)

令和6年2月16日(金) 午前10時開会

- 1 開 会 の 宣 告
- 2 開 議 の 宣 告
- 3 諸 般 の 報 告……

{	監報第1・2号 定期監査等、例月出納検査結果報告
}	報 第 2 号 専決処分の報告(法第180条関係)
- 4 会議録署名議員指名
- 5 会 期 の 決 定
- 6 報 第 1 号 上 程……日程第 3 (専決処分の承認)
  - (1) 説 明
  - (2) 質 疑
  - (3) 委員会付託省略  
(討 論)
  - (4) 採 決
- 7 議 案 上 程……

{	自 日程第 4 第 1 号 議 案	33 件
}	至 日程第36 第 33 号 議 案	

  - (1) 説 明  
(休 憩) 議案説明会開催
  - (2) 質 疑
  - (3) 委 員 会 付 託
- 8 発議案第1号上程……日程第37 (浜松市議会の議員の定数及び各選挙区において選挙すべき議員の数に関する条例の一部改正)
  - (1) 議事手続省略
  - (2) 採 決……簡易採決  
(休 憩) 厚生保健委員会開催
- 9 議 題 の 宣 告……日程第38 第 1 号 議 案
  - (1) 委 員 長 報 告……厚生保健委員長
  - (2) 委員長報告に対する質疑  
(討 論)
  - (3) 採 決
- 10 休 会 の 決 定
- 11 散 会 の 宣 告

# 令和6年第1回浜松市議会定例会議案付託件目表

(令和5年度関係)

## 総務委員会

- 第2号議案 令和5年度浜松市一般会計補正予算(第11号)
- 第1条(歳入歳出予算の補正)中
- 第1項
- 第2項中
- 歳入予算中
- 第1款 市税
- 第2款 地方譲与税
- 第3款 利子割交付金
- 第4款 配当割交付金
- 第5款 株式等譲渡所得割交付金
- 第6款 分離課税所得割交付金
- 第7款 法人事業税交付金
- 第8款 地方消費税交付金
- 第10款 環境性能割交付金
- 第11款 軽油引取税交付金
- 第12款 国有提供施設等所在市町村助成交付金
- 第14款 地方交付税
- 第15款 交通安全対策特別交付金
- 第18款 国庫支出金中
- 第2項 国庫補助金中
- 第1目 総務費国庫補助金中
- 文化芸術振興費補助金
- 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金
- 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金
- デジタル田園都市国家構想交付金(地方創生推進)
- デジタル基盤改革支援補助金
- マイナンバーカード交付事務費補助金
- デジタル田園都市国家構想交付金(デジタル実装)
- 第2目 民生費国庫補助金中
- 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金
- 第3目 衛生費国庫補助金中
- 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金
- 第6目 商工費国庫補助金中
- 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金
- 第7目 土木費国庫補助金中
- 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金
- 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金
- 第9目 教育費国庫補助金中
- 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金
- 第3項 委託金中
- 第1目 総務費委託金中
- 地方公務員給与実態調査事務委託金

- 第19款 県支出金中
  - 第2項 県補助金中
    - 第6目 土木費県補助金中
      - 地震・津波対策促進費交付金
      - 地震・津波対策等減災交付金
    - 第7目 消防費県補助金中
      - 地震・津波対策等減災交付金（防災）
  - 第3項 委託金中
    - 第1目 総務費委託金
- 第20款 財産収入中
  - 第1項 財産運用収入中
    - 第1目 財産貸付収入中
      - 土地貸付料
    - 第3目 基金運用収入中
      - 財政調整基金運用収入
      - 減債基金運用収入
      - 土地開発基金運用収入
      - 資産管理基金運用収入
      - 津波対策事業基金運用収入
      - 新エネルギー等活用推進基金運用収入
      - 新型コロナウイルス感染症対策基金運用収入
  - 第2項 財産売払収入
- 第21款 寄附金中
  - 第1項 寄附金中
    - 第1目 総務費寄附金中
      - 企業版ふるさと寄附金
      - 一般寄附金
    - 第6目 消防費寄附金中
      - 新型コロナウイルス感染症対策基金費寄附金
- 第22款 繰入金中
  - 第1項 基金繰入金中
    - 第2目 資産管理基金繰入金
    - 第22目 津波対策事業基金繰入金
- 第23款 繰越金
- 第24款 諸収入中
  - 第2項 市預金利子
  - 第6項 雑入中
    - 第4目 総務費雑入
      - 〔学習等供用施設整備事業収入  
日本スポーツ振興センター助成金〕を除く
    - 第6目 衛生費雑入中
      - その他収入
    - 第10目 土木費雑入中
      - その他収入
    - 第12目 教育費雑入中
      - その他収入
- 第25款 市債中
  - 第1項 市債中
    - 第1目 総務債

- 第5目 土木債中
    - 公共施設耐震化推進事業債
    - 公共施設ユニバーサルデザイン推進事業債
    - 公共施設長寿命化対策事業債
  - 第8目 災害復旧債中
    - その他公共・公用施設災害復旧債
  - 歳出予算中
    - 第1款 議会費
    - 第2款 総務費中
      - 第1項 総務管理費
        - 第13目 UD・男女共同参画費
        - 第16目 市民協働推進費
        - 第17目 中山間地域振興費
        - 第18目 市民生活費
  - 第12項 徴税费
  - 第14項 選挙費
  - 第16項 人事委員会費
  - 第17項 監査委員費
  - 第8款 土木費中
    - 第1項 土木管理費中
      - 第1目 技術監理費
      - 第3目 公共建築費
    - 第2項 道路橋りょう費中
      - 第3目 県債償還金負担金
  - 第9款 消防費中
    - 第4項 災害対策費
  - 第11款 災害復旧費中
    - 第1項 災害復旧費中
      - 第5目 その他公共・公用施設災害復旧費
  - 第12款 公債費
- 第2条（繰越明許費）中
  - 第2款 総務費中
    - 第1項 総務管理費
  - 第11款 災害復旧費中
    - 第1項 災害復旧費中
      - 市有財産災害復旧事業（単独事業）
- 第3条（債務負担行為の補正）中
  - 第1項中
    - 多言語通訳支援業務委託費
    - 共通基盤システムサービス利用料
    - 汎用データベース作成ツール利用料
    - 地域情報センター外4施設清掃業務委託費
    - 地域情報センター非常用発電設備保守点検業務委託費
    - 地域情報センターエレベーター保守点検業務委託費
    - 地域情報センター空調設備保守点検業務委託費
    - 地域情報センター中央監視装置システム保守点検業務委託費
    - 地域情報センター施設運転管理業務委託費
    - 地域情報センターホール利用支援業務委託費
    - 個人住民税システム改修業務委託費

県債償還金負担金（地震・津波対策促進費交付金分）  
防災倉庫設置工事設計業務委託費  
第4条（地方債の補正）

第 12 号議案 令和 5 年度浜松市公債管理特別会計補正予算（第 1 号）

第 18 号議案 浜松市新型コロナウイルス感染症対策基金に関する条例の廃止について

## 厚生保健委員会

第 1 号議案 令和5年度浜松市一般会計補正予算（第10号）

第 2 号議案 令和5年度浜松市一般会計補正予算（第11号）

第1条（歳入歳出予算の補正）中

第2項中

歳入予算中

第16款 分担金及び負担金中

第2項 負担金中

第1目 民生費負担金

第17款 使用料及び手数料中

第2項 手数料

第18款 国庫支出金中

第1項 国庫負担金

〔第5目 教育費国庫負担金中〕  
〔義務教育費国庫負担金〕を除く

第2項 国庫補助金中

第1目 総務費国庫補助金中

生活保護運営対策事業費等補助金

第2目 民生費国庫補助金

〔物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金〕を除く

第3目 衛生費国庫補助金中

1か月児健康診査補助金

産婦健康診査補助金

低所得の妊婦に対する初回産科受診料支援事業費補助金

新型コロナウイルス妊産婦総合対策事業補助金

新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費補助金

出産・子育て応援交付金

第9目 教育費国庫補助金中

教育支援体制整備事業費交付金

子ども・子育て支援交付金（幼児教育）

第3項 委託金中

第3目 衛生費委託金

第19款 県支出金中

第1項 県負担金中

第1目 民生費県負担金

第5目 教育費県負担金

第2項 県補助金中

第2目 民生費県補助金

第3目 衛生費県補助金

〔海岸漂着物等対策事業費補助金〕を除く

第8目 教育費県補助金中

子ども・子育て支援交付金

第20款 財産収入中

第1項 財産運用収入中

第3目 基金運用収入中

医療振興基金運用収入

第22款 繰入金中

- 第1項 基金繰入金中
  - 第5目 医療振興基金繰入金
  - 第10目 友愛の福祉基金繰入金
  - 第21目 新型コロナウイルス感染症対策基金繰入金
- 第2項 特別会計繰入金
  - 第24款 諸収入中
    - 第6項 雑入中
      - 第5目 民生費雑入
  - 第25款 市債中
    - 第1項 市債中
      - 第2目 民生債
- 歳出予算中
  - 第3款 民生費
  - 第4款 衛生費中
    - 第1項 保健衛生費
    - 第2項 保健所費
    - 第7項 公営企業会計支出金中
      - 第1目 病院会計支出金
  - 第10款 教育費中
    - 第5項 幼稚園費
- 第2条（繰越明許費）中
  - 第3款 民生費
  - 第4款 衛生費
  - 第10款 教育費中
    - 第5項 幼稚園費
- 第3条（債務負担行為の補正）中
  - 第1項中
    - 児童福祉システム入力等業務委託費（高校生世代分）
    - がん検診等受診勧奨業務委託費
    - 保健所空調等設備運転監視・点検保守及び清掃業務委託費
    - 大気測定機器保守点検業務委託費

第3号議案 令和5年度浜松市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）

第4号議案 令和5年度浜松市介護保険事業特別会計補正予算（第3号）

第5号議案 令和5年度浜松市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第3号）

第13号議案 令和5年度浜松市病院事業会計補正予算（第3号）

## 環境経済委員会

第 2 号議案 令和5年度浜松市一般会計補正予算（第11号）

第1条（歳入歳出予算の補正）中

第2項中

歳入予算中

第18款 国庫支出金中

第2項 国庫補助金中

第3目 衛生費国庫補助金中

廃棄物処理施設整備事業費補助金

災害等廃棄物処理事業費補助金

デジタル田園都市国家構想交付金（地方創生推進）

第4目 労働費国庫補助金

第5目 農林水産業費国庫補助金

第6目 商工費国庫補助金

〔新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金〕を除く

第19款 県支出金中

第2項 県補助金中

第3目 衛生費県補助金中

海岸漂着物等対策事業費補助金

第4目 農林水産業費県補助金

第3項 委託金中

第4目 農林水産業費委託金

第20款 財産収入中

第1項 財産運用収入中

第3目 基金運用収入中

森林環境基金運用収入

一般廃棄物処理施設整備事業基金運用収入

ふるさと・水と土基金運用収入

商工業振興施設整備基金運用収入

観光施設整備基金運用収入

新型コロナウイルス感染症対策貸付金利子助成事業基金運用収入

第21款 寄附金中

第1項 寄附金中

第4目 商工費寄附金

第22款 繰入金中

第1項 基金繰入金中

第13目 一般廃棄物処理施設整備事業基金繰入金

第14目 旧春野地域自治区水窪ダム取水工事補償基金繰入金

第17目 新型コロナウイルス感染症対策貸付金利子助成事業基金繰入金

第18目 商工業振興施設整備基金繰入金

第24款 諸収入中

第4項 受託事業収入中

第3目 農林水産業費受託事業収入

第5項 収益事業収入

第6項 雑入中

第6目 衛生費雑入

〔その他収入〕を除く

第8目 農林水産業費雑入

- 第9目 商工費雑入
    - 第25款 市債中
      - 第1項 市債中
        - 第3目 衛生債
        - 第4目 農林水産業債
        - 第8目 災害復旧債中
          - 農林水産施設災害復旧債
  - 歳出予算中
    - 第4款 衛生費中
      - 第3項 清掃費
      - 第4項 環境費
      - 第6項 と畜場・市場費
    - 第5款 労働費
    - 第6款 農林水産業費
      - 〔第6項 農業集落排水費〕を除く
    - 第7款 商工費
    - 第11款 災害復旧費中
      - 第1項 災害復旧費中
        - 第1目 林業施設災害復旧費
        - 第2目 農地・農業用施設災害復旧費
- 第2条（繰越明許費）中
  - 第6款 農林水産業費
  - 第7款 商工費
  - 第11款 災害復旧費中
    - 第1項 災害復旧費中
      - 林業施設災害復旧事業（単独事業）
      - 農地・農業用施設災害復旧事業（単独事業）
      - 農地・農業用施設災害復旧事業（国庫補助事業）
- 第3条（債務負担行為の補正）中
  - 第1項中
    - 平和清掃事業所清掃事業用薬品購入経費
    - 未来を拓く農林漁業育成事業費補助金
    - 新産業創出事業費補助金
  - 第2項中
    - 浜松市西南部土地改良区が県営土地改良事業等に対して負担する地元負担金の助成（令和5年度設定分）

第6号議案 令和5年度浜松市と畜場・市場事業特別会計補正予算（第3号）

第8号議案 令和5年度浜松市中央卸売市場事業特別会計補正予算（第3号）

第10号議案 令和5年度浜松市小型自動車競走事業特別会計補正予算（第2号）

第20号議案 浜松市旧春野地域自治区水窪ダム取水工事補償基金に関する条例の廃止について

第24号議案 浜松市新清掃工場及び新破碎処理センター施設整備運営事業に関する契約の一部変更について

第26号議案 第三都田地区工場用地7区画の地盤不良に関する和解について

## 建設消防委員会

第 2 号議案 令和5年度浜松市一般会計補正予算（第11号）

第1条（歳入歳出予算の補正）中

第2項中

歳入予算中

第16款 分担金及び負担金中

第2項 負担金中

第4目 土木費負担金

第17款 使用料及び手数料中

第1項 使用料中

第7目 土木使用料

第18款 国庫支出金中

第2項 国庫補助金中

第7目 土木費国庫補助金

〔新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金  
物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金〕を除く

第8目 消防費国庫補助金

第3項 委託金中

第5目 消防費委託金

第19款 県支出金中

第1項 県負担金中

第3目 土木費県負担金

第2項 県補助金中

第6目 土木費県補助金中

広域河川改修事業費補助金

がけ地近接等危険住宅移転事業費補助金

木造住宅耐震補強助成事業費補助金

第7目 消防費県補助金中

地震・津波対策等減災交付金（消防）

新型コロナウイルス感染症患者等搬送事業費補助金

第20款 財産収入中

第1項 財産運用収入中

第3目 基金運用収入中

花と緑の基金運用収入

天竜浜名湖鉄道経営助成基金運用収入

第21款 寄附金中

第1項 寄附金中

第6目 消防費寄附金

第8目 衛生費寄附金

第22款 繰入金中

第1項 基金繰入金中

第19目 天竜浜名湖鉄道経営助成基金繰入金

第24款 諸収入中

第6項 雑入中

第10目 土木費雑入中

地域公共交通確保維持改善事業費補助金過年度収入

第11目 消防費雑入

第25款 市債中

- 第1項 市債中
    - 第5目 土木債中
      - 土木施設整備事業債
      - 都市計画事業債
    - 第6目 消防債
    - 第8目 災害復旧債中
      - 土木施設災害復旧債
  - 歳出予算中
    - 第4款 衛生費中
      - 第7項 公営企業会計支出金中
        - 第2目 水道会計支出金
    - 第6款 農林水産業費中
      - 第6項 農業集落排水費
    - 第8款 土木費
      - 第1項 土木管理費中
        - 第1目 技術監理費
        - 第3目 公共建築費
      - 第2項 道路橋りょう費中
        - 第3目 県債償還金負担金
- 第9款 消防費
  - 〔第4項 災害対策費〕を除く
- 第11款 災害復旧費中
  - 第1項 災害復旧費中
    - 第3目 土木施設災害復旧費
- 第2条（繰越明許費）中
- 第8款 土木費
  - 第9款 消防費
  - 第11款 災害復旧費中
    - 第1項 災害復旧費中
      - 土木施設災害復旧事業（国庫補助事業）
      - 土木施設災害復旧事業（単独事業）
- 第3条（債務負担行為の補正）中
- 第1項中
    - 交通量調査業務委託費
    - J R 浜松駅前広場等清掃業務委託費
    - アクト通り・アクアモール維持管理業務委託費
    - J R 舞阪駅外2駅南北自由通路維持管理業務委託費
    - 地下道ポンプ施設維持管理業務委託費
    - 地下道清掃業務委託費
    - 鉄道駅地下道・自由通路及びJ R 浜松駅周辺自転車等駐車場清掃業務委託費
    - 道路情報システム設備保守点検業務委託費
    - 自転車等放置防止指導業務委託費
    - 自転車等保管所管理業務委託費
    - 公園巡視機動業務委託費
    - 公園枯草等運搬処理業務委託費
    - 公園緑地帯維持管理業務委託費
    - 動物園飼料購入事業費
    - 動物園汚水処理施設維持管理業務委託費
    - 動物園飼料供給等業務委託費

迷い犬猫等保護・運搬業務委託費  
消防局・中消防署合同庁舎清掃業務委託費  
消防局・中消防署合同庁舎設備運転業務委託費  
救急資器材管理供給業務委託費  
第3項中  
九領川護岸改修工事費  
高塚川排水機場新設工事費

第7号議案 令和5年度浜松市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）

第11号議案 令和5年度浜松市駐車場事業特別会計補正予算（第4号）

第14号議案 令和5年度浜松市水道事業会計補正予算（第4号）

第15号議案 令和5年度浜松市下水道事業会計補正予算（第4号）

第17号議案 浜松市営住宅条例の一部改正について

第21号議案 有料道路「浜名湖新橋」の料金に関する規定の変更について

第25号議案 工事請負契約の一部変更について（遠州八幡停車場歩道橋バリアフリー化事業エレベーター等整備工事）

第32号議案 市道路線認定について

第33号議案 市道路線変更について

## 市民文教委員会

第 2 号議案 令和5年度浜松市一般会計補正予算（第11号）

第1条（歳入歳出予算の補正）中

第2項中

歳入予算中

第17款 使用料及び手数料中

第1項 使用料中

第1目 総務使用料

第18款 国庫支出金中

第1項 国庫負担金中

第5目 教育費国庫負担金中

義務教育費国庫負担金

第2項 国庫補助金中

第1目 総務費国庫補助金中

障害者自立支援事業費補助金

社会保障・税番号制度システム整備費補助金

デジタル田園都市国家構想交付金（地方創生拠点整備）

文化財保存費補助金

空き家対策総合支援事業費補助金

特定防衛施設周辺整備費補助金

電源立地地域対策交付金

第9目 教育費国庫補助金

〔教育支援体制整備事業費交付金  
子ども・子育て支援交付金（幼児教育）  
物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金〕を除く

第3項 委託金中

第1目 総務費委託金

〔地方公務員給与実態調査事務委託金〕を除く

第6目 教育費委託金

第19款 県支出金中

第1項 県負担金中

第6目 災害復旧費県負担金

第2項 県補助金中

第1目 総務費県補助金

第8目 教育費県補助金中

地震・津波対策等減災交付金

放課後児童健全育成事業費等交付金

第20款 財産収入中

第1項 財産運用収入中

第1目 財産貸付収入中

家屋貸付料

第3目 基金運用収入中

スポーツ施設整備基金運用収入

ふるさと北遠振興基金運用収入

教育文化奨励基金運用収入

社会教育振興基金運用収入

美術館資料購入基金運用収入

文化振興基金運用収入

国際児童年記念児童文庫基金運用収入  
過疎地域持続的発展事業基金運用収入  
地域振興等基金運用収入

第21款 寄附金中

第1項 寄附金中

第1目 総務費寄附金中

美術館資料購入基金費寄附金

第22款 繰入金中

第1項 基金繰入金中

第4目 過疎地域持続的発展事業基金繰入金

第5目 地域振興等基金繰入金

第7目 教育文化奨励基金繰入金

第8目 ふるさと北遠振興基金繰入金

第24款 諸収入中

第1項 延滞金、加算金及び過料

第4項 受託事業収入中

第1目 総務費受託事業収入

第6項 雑入中

第4目 総務費雑入中

学習等供用施設整備事業収入

日本スポーツ振興センター助成金

第12目 教育費雑入中

日本スポーツ振興センター共済掛金収入

学校給食費保護者等負担金

学校保健研究活動費助成金

第25款 市債中

第1項 市債中

第7目 教育債

第8目 災害復旧債中

文教施設災害復旧債

歳出予算中

第2款 総務費中

第1項 総務管理費中

第13目 UD・男女共同参画費

第16目 市民協働推進費

第17目 中山間地域振興費

第18目 市民生活費

第2項 中区役所費（中央区）

第3項 東区役所費（中央区）

第4項 西区役所費（中央区）

第5項 南区役所費（中央区）

第6項 北区役所費（中央区・浜名区）

第7項 浜北区役所費（浜名区）

第8項 天竜区役所費

第9項 文化振興費

第10項 スポーツ振興費

第11項 生涯学習費

第13項 戸籍住民基本台帳費

第10款 教育費

〔第5項 幼稚園費〕を除く  
 第11款 災害復旧費中  
   第1項 災害復旧費中  
     第4目 文教施設災害復旧費  
 第2条（繰越明許費）中  
   第2款 総務費中  
     第10項 スポーツ振興費  
     第13項 戸籍住民基本台帳費  
   第10款 教育費中  
     第2項 小学校費  
     第3項 中学校費  
     第6項 学校給食センター費  
     第7項 保健体育費  
 第3条（債務負担行為の補正）中  
   第1項中  
     行政連絡文書配達業務委託費  
     浜北温水プール保守管理業務委託費  
     科学館維持管理費  
     中央図書館総合清掃業務委託費  
     図書館間図書等運搬業務委託費  
     教育関係施設可燃ごみ収集運搬業務委託費  
     校外まなびの教室運営業務委託費  
     プリンタ用消耗品購入経費  
     小学校授業用教材購入経費  
     幼稚園及び小中学校産業廃棄物収集運搬・再生処分業務委託費

- 第 9 号議案 令和5年度浜松市育英事業特別会計補正予算（第1号）
- 第 16 号議案 浜松市手数料条例の一部改正について
- 第 19 号議案 浜松市ふるさと北遠振興基金に関する条例の廃止について
- 第 22 号議案 浜松市斎場再整備事業に関する契約締結について
- 第 23 号議案 第2期古橋廣之進記念浜松市総合水泳場（T o B i O）運営維持管理事業に関する契約締結について
- 第 27 号議案 指定管理者の指定について（浜松アリーナ）
- 第 28 号議案 指定管理者の指定について（浜松市浜北総合体育館ほか6施設）
- 第 29 号議案 指定管理者の指定について（浜松市浜松斎場、浜松市雄踏斎場）
- 第 30 号議案 指定管理者の指定について（可美公園施設ほか4施設）
- 第 31 号議案 指定管理者の指定について（古橋廣之進記念浜松市総合水泳場）

## 追加提案が見込まれるもの

### 1 補正予算

令和5年度 浜松市一般会計補正予算（第12号）

※繰越明許費に係るもの

### 2 契約の締結

- ・ 工事委託契約の締結 1件
- ・ 物品購入契約の締結 5件

## 議員の請負状況の公表に関する条例等の制定について

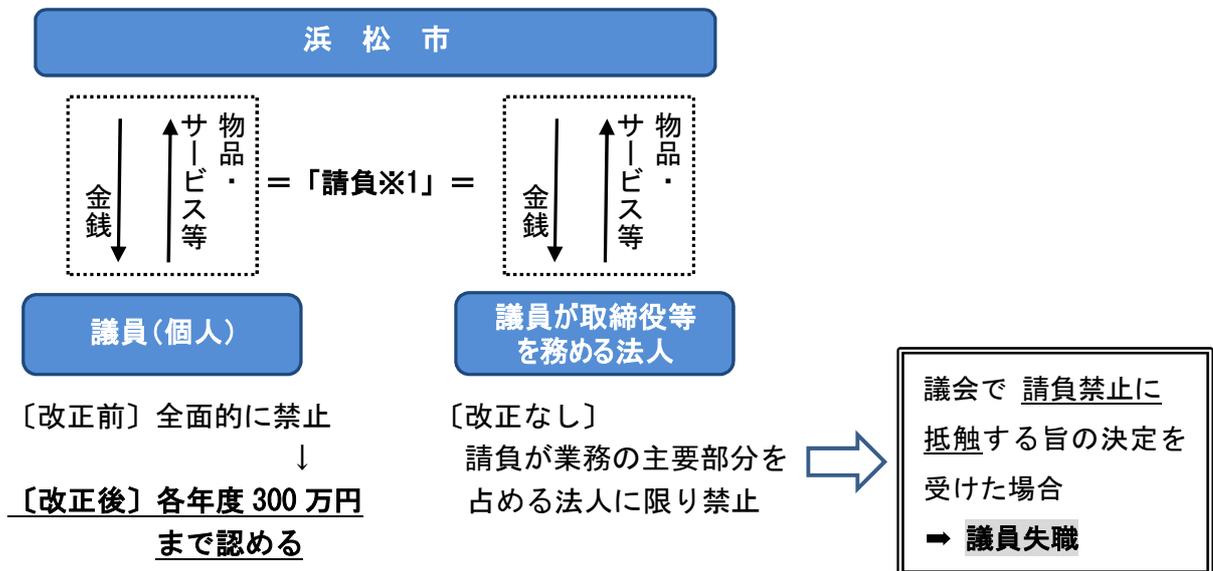
## 1 目的・背景

・地方自治法の改正（令和4年12月16日公布、令和5年3月1日施行）により、地方議員の請負禁止の緩和が図られ、これまで一切認められていなかった議員個人と当該自治体との請負について、各会計年度の総額300万円まで認められることとなった。

・改正法審議過程において、議員個人の請負状況の透明性を確保するための対応について、政府が必要に応じ適切な助言を行うことを求める附帯決議がなされたことにより、法改正についての総務大臣通知（令和4年12月16日付け総行行第351号）では、議員が一定の事項を議長に報告し、その内容を議長が公表することとするなど、各地方公共団体において、議員個人による請負の状況の透明性を確保するための取組を行うことが適当であるとの助言がなされた。

・上記改正に伴い、議員個人による請負状況の透明性を確保するため、請負状況の公表に関する条例及び規程を整備し、浜松市議会議員へ前会計年度における議員個人と浜松市との請負について報告を求めることとする。

## 【参考】兼業（請負）の禁止（地方自治法 92-2 及び同法施行令 121-2）



※1：地方自治法 92-2 「業として行う工事の完成若しくは作業その他の役務の給付又は物件の納入その他の取引で当該普通地方公共団体が対価の支払いをすべきもの」

## 2 主な制定内容

### (1) 議員個人と浜松市との請負についての報告

- ・報告者：浜松市議会議員（報告期間に議員である者）
- ・報告期間：毎年6月1日から6月30日までの間
- ・報告事項：前会計年度（議員である期間に限る）における浜松市に対する請負について、
  - ① 請負の有無
  - ② 請負ごとの「対象役務、物件等」「契約締結日」「契約金額」「支払を受けた額」
  - ③ 支払いを受けた額の合計額
- ・適用年度：令和5年4月1日に始まる会計年度における請負から適用

### (2) 報告書等の公表

- ・議員から提出された報告書及び訂正届に係る情報をインターネット等で公表
- ・議員から提出された報告書及び訂正届を閲覧に供する

## 3 今後のスケジュール ※議運にて了承、本会議にて可決された場合

- ・令和6年2月～3月上旬 議会運営委員会等にて協議
- ・ // 3月22日 議案上程（条例）
- ・ // 本会議にて採決
- ・ // 3月下旬 例規公布・周知
- ・ // 4月1日 例規施行
- ・ // 6月1日～30日 議員から請負状況等報告書の提出

## 4 政令市の制定状況（令和6年2月5日現在）

状況	都市名	
制定済	2市	京都市・神戸市
検討中	9市	札幌市・さいたま市・千葉市・相模原市・静岡市・浜松市・堺市・北九州市・熊本市
未定	9市	仙台市・川崎市・横浜市・新潟市・名古屋市・大阪市・岡山市・広島市・福岡市

## 浜松市議会議員の請負の状況の公表に関する条例（案）

## （目的）

第1条 この条例は、浜松市議会議員（以下「議員」という。）が浜松市に対し請負（地方自治法（昭和22年法律第67号）第92条の2に規定する請負をいう。以下同じ。）をする者又はその支配人である場合における請負の状況を公表すること等により、請負の状況の透明性を確保し、もって議会の運営の公正及び事務の執行の適正を図ることを目的とする。

## （報告書等の提出）

第2条 議員は、毎年、6月1日から同月30日までの間（当該期間内に任期満了又は議会の解散による任期終了により議員でない期間がある者で当該任期満了又は議会の解散による選挙により再び議員となったものにあつては、同月1日から再び議員となった日から起算して30日を経過する日までの間）に、当該6月30日の属する会計年度の前会計年度（議員である期間に限る。第2号エにおいて同じ。）における浜松市に対する請負（当該前会計年度において支払を受けたもの（当該議員が当該請負をした者の支配人である場合を含む。）に限る。）について、次に掲げる事項を記載した請負状況等報告書（以下「報告書」という。）を、浜松市議会議長（以下「議長」という。）に提出しなければならない。

## (1) 請負の有無

## (2) 請負がある場合にあつては、請負ごとに、それぞれ次に掲げる事項

ア 請負の対象とする役務、物件等

イ 契約締結日

ウ 契約金額

エ 当該6月30日の属する会計年度の前会計年度において支払を受けた額

## (3) 請負がある場合にあつては、前号エに掲げる額の合計額

2 議員は、前項の規定により提出された報告書を訂正する必要がある場合には、次に掲げる事項を記載した訂正届を、議長に提出しなければならない。

## (1) 訂正する事項及びその内容

## (2) 訂正の理由

## （報告書等の公表）

第3条 議長は、前条の規定による報告書又は訂正届の提出を受けたときは、当該報告書又は訂正届をインターネットの利用その他の方法により公表するものとする。

## （報告書等の保存及び閲覧）

第4条 第2条の規定により提出された報告書及びこれに係る訂正届は、議長において、当該報告書を提出すべき期間の末日の翌日から起算して5年を経過する日まで保存しなければならない。

2 何人も、議長に対し、前項の規定により保存されている報告書及び訂正届の閲覧を請求することができる。

(委任)

第5条 この条例に定めるもののほか、議員の請負の状況の公表に関し必要な事項は、議長が定める。

#### 附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行し、令和5年4月1日の属する会計年度以後において支払を受ける請負について適用する。

## 浜松市議会議員の請負の状況の公表に関する条例施行規程（案）

（趣旨）

第1条 この規程は、浜松市議会議員の請負の状況の公表に関する条例（令和6年浜松市条例第 号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定める。

（請負状況等報告書）

第2条 条例第2条第1項の請負状況等報告書（以下「報告書」という。）の様式は、請負状況等報告書（第1号様式）とする。

（期限の特例）

第3条 報告書の提出の期限が市の休日に当たるときは、その日の翌日をもってその期限とみなす。

（訂正届）

第4条 条例第2条第2項の訂正届（以下「訂正届」という。）の様式は、訂正届（第2号様式）とする。

（報告書の訂正）

第5条 条例第2条第2項の規定により訂正届を提出する場合には、浜松市議会議員は、報告書の訂正の箇所に、押印された報告書にあつては認印するとともにその氏名及び訂正年月日を、署名された報告書にあつては署名するとともに訂正年月日を記載しなければならない。この場合において、当該訂正した箇所は、これを読むことができるように字体を残さなければならない。

（報告書等の閲覧）

第6条 条例第4条第2項の規定による報告書の閲覧は、当該報告書を提出すべき期間の末日の翌日から起算して60日を経過する日の翌日からすることができる。

2 条例第4条第2項の規定による訂正届の閲覧は、当該訂正届が提出された日の翌日から起算して20日を経過する日の翌日からすることができる。

3 条例第4条第2項の規定による報告書及び訂正届（以下「報告書等」という。）の閲覧は、浜松市議会議長（以下「議長」という。）が指定する場所で、市の執務時間中にしなければならない。

4 報告書等は、前項の場所以外に持ち出すことができない。

5 報告書等は、丁重に取り扱い、破損、汚損又は加筆等の行為をしてはならない。

6 前3項の規定に違反する者に対しては、その閲覧を中止させ、又は閲覧を禁止することができる。

- 7 前各項に定めるもののほか、条例第4条第2項の規定による報告書等の閲覧に関し必要な事項は、議長が定める。

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

第1号様式（第2条関係）

年 月 日

（あて先）浜松市議会議長

浜松市議会議員

（署名又は記名押印をしてください。）

請負状況等報告書

1 請負の有無 有 ・ 無

2 請負の状況

契約締結日	対象とする役務、物件等	契約金額（円） （単価契約である場合はその旨）	昨年度（前会計年度）に 支払を受けた額（円）

支払を受けた額の合計額	円
-------------	---

（注） 契約金額及び支払を受けた額は消費税及び地方消費税込みの額を記入

第2号様式（第4条関係）

年 月 日

（あて先）浜松市議会議長

浜松市議会議員

（署名又は記名押印をしてください。）

訂 正 届

1 訂正する事項及び内容

2 訂正の理由

### 住宅耐震化の推進を求める意見書(案)

2024年1月1日に発生した能登半島地震は、観測史上国内7回目となる震度7を記録した。地震の規模は兵庫県南部地震を上回り、瞬間的な揺れは東北地方太平洋沖地震に匹敵するもので、広範囲で発生した建物倒壊、土砂崩落、火災及び津波などにより、道路・電気・水道の生活インフラも遮断された。特に建物崩壊では多くの人命が失われるとともに、周辺道路が塞がれることで生活物資などの輸送に支障を来し、甚大な被害の拡大をもたらした。

建物が崩壊した要因として指摘されているのが、木造住宅の耐震化率の低さである。全国では9割近くの住宅が耐震化しているものの、自治体によっては住宅の半数程度が国の耐震基準を満たしておらず壊滅的な状況に陥っている。今回の能登半島地震により、特に過疎地域での整備が進んでいない実態が浮かび上がったところである。

国においては、1978年の宮城県沖地震の建物被害を受け、震度6強から震度7でも倒壊しない建物の耐震性を確保するため、1981年に建築基準法における耐震基準を強化し、さらに住生活基本計画と国土強靱化計画においても「2030年までに耐震性を有しない住宅ストックをおおむね解消」とする目標を定めている。しかし、建築基準法改正前の旧耐震基準で建築された住宅については、耐震改修に多額の費用を要することから、特に高齢者世帯や過疎地域では耐震対策が進んでいない。そうした状況の中で命を守るためには、住宅内で住民が逃げ込むスペースを確保するため、住宅の一部を簡易的に補強する耐震改修が有効である。

よって、国においては、旧耐震基準で建築された住宅の耐震化を強力に推進するよう、下記について強く要望する。

#### 記

- 1 高齢者世帯や過疎地域への住宅耐震化支援の拡充を図ること
- 2 住宅の一部に住民が逃げ込むスペースを確保するための改修制度の創設を図ること

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

ゲノム編集技術応用食品に関する情報の消費者への提供を求める意見書（案）

意図的に遺伝子を変化させるゲノム編集の技術は、品種改良のコスト削減につながるとともに、地球温暖化、食料自給率の低下、食料安全保障などの課題や、多様なニーズへの対応の可能性が期待されている。

我が国においては、ゲノム編集技術応用食品のうち、遺伝子組換え食品に該当しないものは食品安全委員会における安全性審査を不要とし、食品表示基準についても表示対象外としている。また、流通等に先立って国への届出をした上で一定の情報を公表することとされているが、公表は任意となっている。

国は、その理由として、外来遺伝子等が残存しないものについては、自然界または従来品種改良でも起こり得る変化の範囲内であり、意図的なものか判別不能であること、また、現状、国内外においてゲノム編集技術応用食品に係る取引記録等の書類による情報伝達体制が不十分で、社会的検証が困難であることを挙げている。

このような中、消費者は、食品の安全性への不安からゲノム編集技術応用食品及びそれを原材料とする加工食品についての情報を求めている。

よって、国においては、消費者の選択の機会を確保するために、種苗・農水産物等のゲノム編集技術応用食品について、消費者に必要な情報を提供するとともに、これを原料とする加工食品の表示等を含めた消費者への情報提供の在り方についても、さらなる検討を行うよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

災害時避難所における健全な生活環境確保を求める意見書(案)

災害発生時において、女性や子供、高齢者など、脆弱な状況にある人々がより多くの影響を受けることが指摘されている。そうした中、避難生活や生活不安などの影響によるストレスの高まりなどから、女性が様々な不安・悩みを抱えることや、女性に対する暴力が生じることなどの懸念がある。過去の災害時には、脆弱な状況にある人のDVや性暴力などの被害が明らかになっており、さらに避難所では被害を申告しにくい実態があることも報告されている。

令和4年4月には内閣府から避難所運営ガイドライン(改訂)が公表され、平時から実施すべき業務として「避難所運営委員会への女性の参画を促す」ことが示された。また、女性や子供、高齢者など全ての人が安心して過ごすことができる避難所運営のため、男女別の更衣室や授乳室、キッズスペースなどの項目が新たに盛り込まれた。

本年1月1日に発生した能登半島地震の際には、各都道府県知事及び各政令指定都市市長に対し、災害対応における男女共同参画の視点からの取組については、令和2年5月29日付内閣府男女共同参画局長・内閣府政策統括官の連名通知「災害対応力を強化する女性の視点～男女共同参画の視点からの防災・復興ガイドライン～に基づく取組の促進について(依頼)」により、男女共同参画担当部局と防災・危機管理担当部局が連携して、災害対策本部での取組や避難所の開設・運営等に適切に取り組むよう通達があった。

避難所においては、様々な意思決定過程での女性参画が不十分であることで、性差によるニーズの違いなどに対する配慮が足りていない状況が生じており、今回の能登半島地震においても、女性にとって生活がしづらい状況になっているとの報告もある。また、海外では広く活用されている災害や紛争後の救援活動において満たされるべき最低基準である災害支援の国際基準『スフィア・プロジェクト:人道憲章と人道対応に関する最低基準』が日本国内ではよく知られておらず、あまり活用されていない。

よって、国においては、今後起こり得る災害時への対応として、男女共同参画の視点を取り入れた実効性のある取組を進めるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

増加する不登校児童・生徒に対する校外における支援拡充を求める意見書(案)

2022年度の全国の不登校児童・生徒数は、小・中学校合わせて29万9048人と、前年度比22.1%増で過去最多となっている。この1年では5万4108人も増加し、約30人に1人が不登校の状態にあり、今までの学校の在り方や学習スタイルそのものが根本的に問われる時代に入ったと言っても過言ではない。本市においても、2022年度の不登校児童・生徒数は、2210人と過去最多となっており、誰もが学ぶことができる機会の保障が急務となっている。

2023年度に文部科学省は、「誰一人取り残されない学びの保障に向けた不登校対策（COCOLOプラン）」を取りまとめ、不登校対策の一層の充実に取り組むことを定めた通知を発出した。現在、「学びの多様化学校（いわゆる不登校特例校）」の設置促進、学校内外の教育支援センターの整備など、不登校児童・生徒が学ぶことができる環境が整いつつある。しかし、「校内教育支援センター（スペシャルサポートルーム：SSR）」は、多くの児童・生徒が利用しているものの、現状は限られた学校にしか設置されていない。そのため、設置されていない学校では「登校できるが教室に入ることができない」という児童・生徒への支援が難しい状況にある。

2017年に施行された「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律」（通称：教育機会確保法）では、学校を休むことや安心できる場所で学ぶなど、本人の状況に合わせた対策が認められている。具体的には、フリースクールや教育支援センターなどで教育のサポートを受けることが可能となっており、その推進に向けてCOCOLOプランにおいても、多様な学びの場や居場所の確保として、学校・教育委員会等とNPO・フリースクールの連携強化が求められている。

よって、国においては、教育機会確保法の趣旨に沿い、学校に行くことが全てではなく、本人の状況に合わせて誰一人取り残されない学びを保障するために、NPO・フリースクール等の校外における多様な学びの場の充実に向けた支援を加速させていくことを強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

老朽空き家対策の推進を求める意見書（案）

全国的に空き家が増加する中、平成27年5月に「空家等対策の推進に関する特別措置法」が施行され、市町村が特定空家等と認めたものに対する除却等の助言・指導、勧告、命令に加え、行政代執行による強制執行が可能となった。

本市の一戸建て空き家は、平成30年の住宅・土地統計調査(総務省)によると1万2500戸あり、うち老朽化して倒壊の危険がある特定空家は令和4年度末時点で23戸ある。平成29年度以降、毎年1～2件の特定空家を代執行等により市が除却を行っているが、毎年度、新たに特定空家に認定する空き家があるため、除却が追いついていないのが現状である。

また、所有者不明の特定空家等に対しては、自治体が略式代執行による除却を行っているが、要した費用が回収できないという問題もある。

さらに、「空家等対策の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律」が令和5年6月14日に公布されたが、地方自治体の財政的な負担軽減措置については不十分である。

よって、国においては、老朽化した空き家の対策を推進するため、特定空家等除却の代執行に係る地方自治体の負担に対する支援として、除却事業だけでの補助採択や、跡地の公的利用を10年以上とする補助要件を緩和するよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

企業・団体献金の禁止等に関する意見書（案）

自由民主党派閥の政治資金パーティーを巡る裏金事件に国民の怒りが広がっている。昨年末には4閣僚が辞任に追い込まれ、安倍派議員らが逮捕・起訴されるなど、岸田文雄首相に政権を担う資格があるのかどうかが厳しく問われている。

国会では「政治とカネ」の集中審議が衆議院・参議院の予算委員会で行われているが、裏金事件を徹底解明し、金権腐敗の根を断ち切ることが強く求められている。

自由民主党は裏金事件を契機に、首相を本部長とした政治刷新本部を設置し、1月25日に「中間とりまとめ」を決定したが、そこでは政治資金の透明化をうたうものの、真剣な反省もなければ、法律の不備を改める方針も具体的に示されていない。

今、裏金事件に対する国民の疑念を払拭するために求められるのは、パーティー券を含む政党及び政党支部への企業・団体献金を全面的に禁止することである。

よって、国においては、以下の事項を早期に実現するよう強く要望する。

記

- 1 政党及び政党支部への企業・団体献金による寄附、パーティー券購入の全面禁止
- 2 政治団体代表者の監督責任強化
- 3 個人による寄附の上限引下げと分散寄附の禁止
- 4 量刑の引上げ等、罰則の強化

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。